

東北地方非常通信協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、非常通信規約第3条に基づき、東北地方における非常通信の円滑な運用を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、東北地方非常通信協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(任務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議又は要請を行う。

- (1) 非常通信の運用計画及び実施に関する協議
- (2) 非常通信の訓練計画及び実施に関する協議
- (3) 非常通信についての調査研究に関する協議
- (4) 非常通信の取扱い要請
- (5) その他必要な事項に関する協議

(構成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 無線局の免許又は承認を受けた者
 - (2) 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体
 - (3) 防災関係機関又は団体
 - (4) その他、非常通信の運用に密接な関係を有する機関又は団体
2. 協議会への加入は、常任幹事会の議を経て会長が決定する。
3. 前項の加入手続は、別表に定める様式により行うものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

(役員を選出)

第6条 会長は東北総合通信局長をもってあて、副会長は、総会において選出するものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の総会までとする。ただし、

再任を妨げない。

2. 役員に異動があった場合は、後任者がその職務を行う。

(委員等を選出)

第9条 構成員は、1名の委員及び若干名の幹事を選出する。

2. 常任幹事は、次に掲げる構成員の幹事並びに会長が必要と認める構成員の幹事のなかから、会長が委嘱する。

(1) 災害対策基本法第2条に定める指定地方行政機関及び指定公共機関

(2) 県及び政令指定都市

3. 常任幹事のうち、東北総合通信局防災対策推進室室長補佐(陸上課長)を幹事長とする。

(委員等の仕事)

第10条 委員は、会長及び副会長とともに総会を構成し、第12条第3項に定める事項を行う。

2. 幹事長は、常任幹事会及び幹事会の会務を統括する。

3. 常任幹事は、常任幹事会を構成し、第13条第2項に定める事項を行う。

なお、県の常任幹事については、非常通信訓練計画の策定等への参画・調整を併せて行うものとする。

4. 幹事は、幹事会を構成し、第14条第2項に定める事項を行う。

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、常任幹事会及び幹事会とする。

2. 会議は会長が召集する。

3. 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(総会)

第12条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2. 総会は、毎年1回開催するものとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、臨時に総会を開くことができる。

3. 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画

(2) 会則の改廃

(3) その他、総会において特に認めた事項

(常任幹事会)

第13条 常任幹事会は、毎年1回以上開催するものとする。

2. 常任幹事会は、第18条に定めるもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会議決事項の実施に必要な事項
- (3) 会務の執行に関する事項

(幹事会)

第14条 幹事会は、必要により招集する。

2. 幹事会は、総会議決事項の実施に必要な事項を審議する。

(要請会議)

第15条 非常通信規約第5条の2に定める要請会議を設け、議長及び若干名の議員を置く。

(1) 議長は、東北総合通信局防災対策推進室長をもってあてる。

(2) 議員は、委員の中から議長が指名する。

2. 議長及び議員は、次の任務を行うものとする。

- (1) 議長は、要請会議を代表し、会務を総括する。
- (2) 議長は、会議結果を会長に報告する。
- (3) 議員は、非常通信の取扱い要請に関する協議を行う。

3. 非常通信の取扱い要請については、要請会議で協議し、その結果により、会長が要請を行う。ただし、協議する時間的余裕がない場合は、会長が要請を行うことができる。

(1) 会議は、議長が召集する。

(2) 要請会議は、非常通信の取扱い要請を行う時期及び機関等について審議する。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、東北総合通信局防災対策推進室に事務局を置く。

2. 事務局に、事務局長1名及び事務局員若干名を置く。

3. 事務局長は、東北総合通信局防災対策推進室室長補佐又は主査をもってあてるものとする。

4. 事務局は、会長の指揮を受け、協議会の事務を処理する。

(表彰)

第17条 非常通信の実施及び協議会の運営に関して特に功績のあった者を、表彰することができる。

(細則)

第18条 この会則の実施に必要な細則は、常任幹事会の議を経て会長が定める。

(附 則)

この会則は、昭和30年2月7日から実施する。

(附 則)

この会則は、昭和39年5月7日から実施する。

(附 則)

この会則は、昭和43年4月16日から実施する。

(附 則)

この会則は、昭和48年4月21日から実施する。

(附 則)

この会則は、昭和54年5月22日から実施する。

(附 則)

この会則は、昭和57年5月18日から実施する。

(附 則)

この会則は、昭和60年5月22日から実施する。

(附 則)

この会則は、昭和63年5月24日から実施する。

(附 則)

この会則は、平成2年5月23日から実施する。

(附 則)

この会則は、平成6年5月11日から実施する。

(附 則)

この会則は、平成7年5月16日から実施する。

(附 則)

この会則は、平成13年5月29日から実施する。

(附 則)

この会則は、平成14年5月23日から実施する。

(附 則)

この会則は、平成16年5月21日から実施する。

(附 則)

この会則は、平成17年5月26日から実施する。

(附 則)

この会則は、令和3年8月16日から実施する。

(附 則)

この会則は、令和5年6月15日から実施する。

加 入 申 込 書

年 月 日

東北地方非常通信協議会長 殿

申込者

この度、当 は、貴協議会の趣旨に賛同して加入したいので、下記了知の上、よろしく取り計らい願います。

記

1 業務概要

2 無線局の有無(有の場合は、その概要)

3 委員、幹事等

(1)委員(職名、氏名)

(2)幹事(職名、氏名)

(3)連絡責任者(所属、氏名)

(4)所在地

(5)電話番号及びFAX番号

(6)メールアドレス

4 その他

※3(6)のメールアドレスは個人アドレスではなく、継続的に送受信可能な代表メールアドレス等を記載願います。

※個人情報については、加入申込手続及び事後連絡のみに使用します。